

令和4年第13回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和4年12月2日(金)	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～2時26分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 北 村 雅 幸 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 松 橋 良 子 委 員 土 井 博 文 委 員	小 林 信 之 職務代理者 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 佐 藤 友 能 委 員 椎 川 健 一 委 員
欠席委員	渡 邊 琢 磨 委 員	
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	佐 藤 洋 平 主 任
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第37号～44号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に 対し、意見を求める件について 【議案第45号】 農用地利用集積計画案(令和4年第11号)の諮問に対し、意 見を求める件について — 追加議案 — 【議案第46号】 大潟村長に対する農用地の買入協議の要請について 5. 閉 会	

<p>審議内容 局長</p>	<p>只今から、令和4年第13回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p> <p>本日、2番渡邊委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p>
<p>会長</p>	<p>令和4年もあっという間に過ぎまして師走となりました。昨日より県南の方では雪が積もりはじめているようです。私も昨日東京から飛行機で帰ってきましたが、秋田空港も雪が降っており大変でした。大仙市では悲しい事故がおきておりますので雪道では皆さん気をつけていただければと思います。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>11月4日役場に於いて、第2回新米祭り実行委員会が行われました。10月2日に行われた新米祭りは昨年と同じようにドライブスルー方式でできるだけ接触を避けて行われましたが、今年も盛況だったとの事でした。</p> <p>11月9日サンルーラル大潟に於いて、ポルダー結婚支援センター中間総会に出席しております。</p> <p>11月11日国営土地改良事業八郎潟地区要請活動で、仙台の東北農政局に行っていました。</p> <p>11月30日～12月1日東京に於いて、全国農業委員会会長大会と農業者年金セミナーが銀座ブッロサム会館で行われました。30日夜にモンレー半蔵門で県選出国會議員要請集会が行われ11月1日農業委員会大会で決議された要請事項を国會議員の方々に提出してきました。その中で水張り5年間の問題はほぼ決まりのようで、この後どのような内容となっていくのか詰めていくようです。財務省としては少しでも水田の補助金を減らしたい方向のようで、大潟村にはありませんが中山間地域で水もきていなく水田に復活できないようなところは判断が求められていくようです。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>先日各部会が行われておりますので報告をお願い致します。</p>

小林職務代理	<p>渡邊農政部会長が欠席のため代理で報告させていただきます。11月21日農政部会を開催しております。毎年発行の農業委員会だよりの原稿依頼等を話し合いました。大まかな構成も決まりまして、12月9日までに原稿をあげていただき、22日第2回目の農政部会を開き原稿チェック等と校正を行う予定です。</p>
工藤委員	<p>同日に農地部会を開催いたしました。先月行った農地パトロールについてまとめたものを協議しております。大きく改善された農地が約13haありましたが、まだ解消にいたってない農地や新たに遊休化の恐れがある農地、主に周辺増反地ですがそういった農地が確認されました。この後意向調査を行って、その結果を踏まえまして来年2月に農地部会を開催し協議して行きたいと思えます。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 5番 高木茂之委員 7番 遠藤 暁 委員</p>
会長	<p>議事日程についてお諮りいたします。議案第37号から議案第44号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。</p>
委員各位	<p>異議なし。</p>
会長	<p>議案第37号から第44号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局長	<p>議案第39号・40号・41号・42号・44号は経営移譲の為の設定、議案第37号・38号・43号は経営移譲年金受給の為の設定です。</p> <p>(議案第37号～44号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
土井委員	農地法第3条1項とはどのような条文ですか。
局 長	農地等の権利移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定等の権利を設定もしくは移転する場合には政令で定めるところにより当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。となっておりますので今回経営移譲の使用貸借権ですが、農業委員会の許可が必要となっております。
会 長	他にご意見ございませんか。
猪股委員	権利設定の期間が、10年間と20年間とありますがどのように設定期間を決めているのですか。
局 長	当事者で決めております。年齢の高い方が設定される場合は20年もの期間を要しないと判断される方もおります。
会 長	他にご意見ございませんか。
小林職務代理	議案43・44号関連ですが、なぜ議案44号の農地は後継者の名義となっていたのですか。
局 長	議案44号の農地は平成2年に一斉に売買された農地です。当時経営移譲されている方は後継者の名義での購入となったようです。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第37号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手

会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第38号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第39号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第40号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第41号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第42号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手

会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第43号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第44号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第45号「農用地利用集積計画案(令和4年第11号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
佐藤主任	整理番号4-125耕作不便により、田2筆10,659㎡、対価総額6,000,000円の所有権移転。 整理番号4-126労働力不足により、田2筆10,063㎡、対価10a15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。 整理番号4-127耕作不便により、田1筆979㎡、対価総額650,000円の所有権移転。 整理番号4-128耕作不便により、田1筆979㎡、対価総額650,000円の所有権移転。

	<p>整理番号4-129経営縮小により、田4筆54,183㎡、対価10a 30,000円、期間1年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-130農地売買支援事業により、田2筆51,041㎡、対価総額56,145,100円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-131農地売買支援事業により、田2筆51,041㎡、対価10a 30,000円、期間4年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-132労働力不足により、田3筆11,063㎡、対価10a 13,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-133経営縮小により、田2筆10,006㎡、対価10a 13,000円、期間3年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-134労働力不足により、田2筆10,022㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-135農地中間管理事業により、田4筆12,037㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-136農地中間管理事業により、田4筆12,037㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-137労働力不足により、田2筆11,186㎡、対価年額220,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-138農地売買支援事業により、田1筆25,582㎡、対価総額29,471,400円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-141農地売買支援事業により、田5筆55,602㎡、対価総額64,498,320円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-142農地売買支援事業により、田5筆55,602㎡、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定。</p> <p>整理番号4-143農地売買支援事業により、田1筆5,008㎡、対価総額3,050,000円の所有権移転です。</p>
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
遠藤委員	農地売買支援事業による所有権移転の場合農業公社へ1%の手数料が発生するとなっておりますが、どの金額からの1%ですか。
佐藤主任	農業公社が最初に買い入れる農地の金額の1%です。

会 長	他にご意見ございませんか。
遠藤委員	農業公社から4年間の賃貸借権を受ける時の賃貸料はどのように決めるのですか。
佐藤主任	賃貸借権を受ける農地域の平均賃貸料となります。
会 長	他にご意見ございませんか。
小林職務代理	整理番号4-129の賃貸借期間が1年間なのは何か理由があるのですか。
佐藤主任	この後どのようにしていくか検討する期間とのことです。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第45号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	皆様に總會通知を差し上げました後に、大湊村長に対する農用地の買入協議の要請がありましたので追加議案としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員各位	異議なし。
会 長	議案第46号「大湊村長に対する農用地の買入協議の要請について」上程いたします。事務局より説明いたします。

局 長	議案第46号の議案書に基づき説明。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第46号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。